

2026 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社イクヨ

代表者名 代表取締役社長 孫 峰

(コード：7273 東証スタンダード)

問合せ先 ストラテジック・デザイン部

(TEL：03-5843-0808)

ムラキ株式会社（証券コード：7477）に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

（ご注意ください）

このプレスリリースは、株式会社イクヨ（以下「公開買付者」といいます。）が、ムラキ株式会社の普通株式について、下記「1. 本公開買付けの概要」の〈本公開買付前提条件〉に記載する前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、1株当たり 3,000 円で金融商品取引法に基づく公開買付けを実施する意向があることをお知らせするものです。本公開買付けは現時点では開始されておらず、本前提条件が充足されない場合（公開買付者が本前提条件を放棄する場合を除きます。）には実施されません。本公開買付けを直ちに開始しない理由は、下記「1. 本公開買付けの概要」の〈本公開買付けを直ちに開始しない理由〉をご参照ください。また、本公開買付けを開始する時期については、下記「1. 本公開買付けの概要」の〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉をご参照ください。

また、下記「1. 本公開買付けの概要」の〈本提案の取下げ〉に記載のとおり、①2027 年 5 月 31 日までに、本前提条件の全て又は一部が充足されず、かつ、公開買付者が本前提条件を放棄して本公開買付けを開始する旨を決定していない場合、又は、②2027 年 5 月 31 日までに、本前提条件の全て又は一部の充足が困難となった場合で、公開買付者が本前提条件を放棄して本公開買付けを開始する旨を決定していない場合には、公開買付者は本公開買付けに係る提案（以下「本提案」といいます。）を取り下げ、本プレスリリースに記載した条件による公開買付けは実施いたしません。さらに、下記「1. 本公開買付けの概要」の〈本公開買付価格〉に記載の範囲で、本公開買付けの開始までの間に本公開買付価格が見直される可能性があるほか、本公開買付けが開始された場合であっても、本公開買付けが撤回され、又は買付け等の価格が引き下げられる可能性があります。株主及び投資家の皆様におかれましては、本公開買付けが必ず実施されるもの、又は必ず本プレスリリース記載の条件で実施されるものと誤解されることのないよう、ご注意ください。

公開買付者は、本日開催の取締役会において、下記「１．本公開買付けの概要」の〈本公開買付前提条件〉に記載の本前提条件が充足されること（又は下記「１．本公開買付けの概要」の〈本公開買付前提条件〉に記載した公開買付者が放棄できる本前提条件につき公開買付者により放棄されること）を条件として、ムラキ株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：7477。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、公開買付者は、本日付で、対象者の取締役会に対し、本公開買付けに関する公開買付者の提案の内容を記載した提案書（以下「本提案書」といいます。）を送付いたしました。本公開買付けの概要は下記「１．本公開買付けの概要」に記載のとおりであり、詳細は下記「２．買付け等の目的等」以降に記載しております。

現時点において、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、対象者が 2025 年 4 月 25 日付にて定めた「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます。その概要は下記「１．本公開買付けの概要」の〈本公開買付けを直ちに開始しない理由〉をご参照ください。）に違反し、本対応方針に基づく対抗措置が発動する可能性があるため、公開買付者は、本対応方針を遵守する観点から、直ちに本公開買付けの開始は致しません。

他方で、対象者は 2026 年 9 月 24 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載の通り 2026 年 10 月 13 日を臨時株主総会の基準日としております。当該臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等の詳細は本プレスリリース時点において公表されておりますが、当該臨時株主総会が開催される場合は、公開買付者が本公開買付けの実施を予定している事実を対象者株主の皆様にご認識頂いたうえで、当該臨時株主総会における議決権行使を頂くのが情報提供及び透明性の観点から適切であると考えますので、現時点において本プレスリリースを行うものです。本対応方針によれば、対象者が公開買付者から本提案書を受領した場合には、その受領の事実には直ちに開示されることとされておりますが、本提案書の内容については、株主の皆様のご判断に必要であると対象者取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示がなされることとなっております。そこで、当該臨時株主総会前に本提案の内容を株主の皆様に確実にお知らせするために、本プレスリリースを行っております。上述の通り、当該臨時株主総会の付議議案の詳細については、本プレスリリース時点において公表されておりますが、仮に、会社法第 199 条第 3 項に定める募集株式の有利発行、同法第 238 条第 3 項に定める募集新株予約権の有利発行、同法第 206 条の 2 や同法第 244 条の 2 に定める特定引受人に対する募集株式や募集新株予約権の割当て、その他対象者の支配権に影響を及ぼす決議が予定されている場合は、公開買付者が本提案を行っていることを前提に、対象者株主の皆様、対象者の支配権の異動につき、ご判断頂くことが重要かつ適切であると考えております。

また、本プレスリリースは、対象者の取締役会及び対象者が本対応方針に基づき設置した独立委員会が、本公開買付けについて十分な検討を行うための期間を確保するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに関する情報を早期かつ透明性をもってお伝えし、株主の皆様が本公開買付けの是非について適切な判断を行うことができるようにすることも目的としております。

公開買付者は、ガソリン需要の中長期的な変化、車両の電動化及びエネルギー供給構造の変化が進むなかで、対象者が有する全国のサービスステーション・整備ネットワーク、石油元売事業者・整備工場・自動車関連事業者との長年の取引関係に裏付けられた顧客基盤及び現場の実務遂行力と、公開買付者グループ（公開買付者並びにその連結子会社 6 社及び非連結子会社 10 社をいいます。以下同じです。）が有する自動車部品の製造・品質管理・調達に関する知見及び EV・次世代エネルギー分野の事業開発力とを組み合わせることにより、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。そのためには、公開買付者が対象者の株式を過半数まで買い増し、対象者の経営支配権を獲得することにより、両社が一体となって施策を実行できる体制を構築することが必要であると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本公開買付けの結果、対象者の経営支配権を取得するに至らない場合であっても、対象者との業務提携の実現を目的としております。

公開買付者は、本提案に係るリーガルアドバイザーとして、2026 年 10 月 5 日に松下法律事務所（東京都港区赤坂 4-8-20 Grandir 赤坂見附 4 階）を選任し、同法律事務所から法的助言を受けております。

本プレスリリースにおいて「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。また、本プレスリリースに記載する計数は、特に記載のない限り、表示単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値が各数値の総和と一致しない場合があります。

記

1. 本公開買付けの概要

① 公開買付者	株式会社イクヨ
② 対象者	ムラキ株式会社
③ 買付け等を行う株券等の種類	普通株式
④ 公開買付けの目的	対象者を連結子会社とし、経営支配権を取得すること。 公開買付者は、ガソリン需要の中長期的な変化、車両の電動化及びエネルギー供給構造の変化が進むなかで、対象者が有する全国のサービスステーション・整備ネットワーク、石油元売事業者・整備工場・自動車関連事業者との長年の取引関係に裏付けられた顧客基盤及び現場の実務遂行力と、公開買付者グループが有する自動車部品の製造・品質管理・調達に関する知見及び EV・次世代エネルギー分野の事業開発力とを組み合わせることにより、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。そのためには、公開買付者が対象者の株式を過半数まで買い増し、対象者の経営支配権を

	獲得することにより、両社が一体となって施策を実行できる体制を構築することが必要であると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本公開買付けの結果、対象者の経営支配権を取得するに至らない場合であっても、対象者との業務提携の実現を目的としております。
⑤ 買付け等の価格	1株あたり金3,000円（以下「本公開買付価格」といいます。） （下記〈本公開買付価格〉参照） 本公開買付価格は、本プレスリリースの公表日の前営業日である2026年10月23日（以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値及び直近1か月間、3か月間及び6か月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入しております。）に対して、それぞれ以下のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入しております。）を加えた価格です。 基準日終値1,458円に対して105.76% 1か月終値単純平均値1,561円に対して92.18% 3か月終値単純平均値1,571円に対して90.96% 6か月終値単純平均値1,722円に対して74.22%
⑥ 買付予定数	上限：486,300株（注1） 下限：設定しません（注2）
⑦ 買付代金	1,458,900千円（買付予定数の上限で買付けを行った場合）
⑧ 買付け等の期間	30営業日（予定） 本前提条件が充足された日（又は公開買付者が本前提条件を放棄した日）後直ちに（遅くとも5営業日以内（2027年4月下旬を目途とします。））（下記〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉をご参照ください。））本公開買付けを開始します。
⑨ 本前提条件	下記〈本公開買付前提条件〉をご参照ください。
⑩ 公開買付代理人	デジタルアセット証券株式会社（予定）
⑪ 本公開買付け後の株券等所有割合	50.13%（買付予定数の上限以上の応募がなされた場合）（注1）

（注1）対象者が2026年6月16日に提出した第68期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（1,470,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（300株）を控除した株式数（1,469,700株）を基礎とし、公開買付者が現に所有する対象者株式250,000株（所有割合17.01%（注3））と合

わせた所有割合が 50.10%を超えない最大の株式数 486,300 株（対象者の単元株式数である 100 株の整数倍）として算出しております。対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数は 1,470,000 株、単元未満株式数（自己株式を含む）は 900 株、完全議決権株式（自己株式等）は 300 株であり、対象者の完全議決権株式（その他）は 1,468,800 株であり、対象者の完全議決権株式（その他）にかかる議決権の数は 14,688 個です。本公開買付けにおいて買付予定数の上限以上の応募がなされた場合の公開買付者の所有株式数（736,300 株）に係る議決権の数（7,363 個）の、上記議決権の数（14,688 個）に対する割合は 50.13%です。買付予定数の上限は、本公開買付け開始時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式数等を踏まえ、調整する可能性があります。

（注 2）買付予定数の下限は設定しておりません。これは、公開買付者は対象者の経営支配権取得による公開買付者と対象者間の業務提携の実現を目的としているところ、①本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の過半数の所有割合を取得するに至らない場合であっても、公開買付者の所有株式数の増加により、対象者の株主総会での議決権行使を通じて、業務提携の実現に理解をお示し頂ける方を対象者の取締役として選任することで、対象者との業務提携の機会が創出されることが考えられること、及び、②下限を設定した場合、当該下限以上の応募がなければ応募された株券等の全部の買付けが行われないこととなりますが、下限を設定しないことにより、本公開買付けへの応募を希望される対象者の株主の皆様に対して、売却の機会を提供することができることを理由としております。

（注 3）「所有割合」とは、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（1,470,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（300 株）を控除した株式数（1,469,700 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

〈本公開買付価格〉

本公開買付価格は 3,000 円とする予定です。但し、本公開買付価格は、(a) 法第 27 条の 11 第 1 項ただし書に定める公開買付けの撤回等が認められる事由が生じていないこと、(b) 本プレスリリースの公表日以降本公開買付けの開始までの間に、対象者が株式の分割、株式無償割当て、剰余金の配当その他金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 13 条第 1 項に定める行為に相当する行為をしていないこと、及び(c) 本プレスリリースの公表日以降、本公開買付けの開始までの間に、対象者が株式併合、本公開買付価格を下回る払込金額による募集株式の発行若しくは自己株式の処分、新株予約権の発行その他の対象者の発行済株式数を変動させ得る行為を行っていないことを前提としております。(c)に関する事項を記載した理由については、対象者は、2026 年 9 月 24 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載の通り 2026 年 10 月 13 日を臨時株主総会の基準日としております。当該臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等の詳細は本プレスリリース時点において公表されておきませんが、対象者において、発行済株式数を変動させ得る行為が行われた場合は、本公開買付価格の算定の前提が変動するため、変更理由として記載しております。上記(a)乃至(c)の前提と異なる事由が生じた場合には、当該事由による対象者株式への影響を踏まえた 1 株当たりの影響に相当する金額を基にして本公開買付価格を見直す可能性があり、本公開買付価格の見直しを行う場

合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該見直しを行います。また、見直しを行った場合は、直ちに公表致します。

なお、上記(a)の法第27条の11第1項ただし書に定める公開買付けの撤回等が認められる事由のうち、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(x) 対象者の業務執行を決定する機関が、(i) 本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（267,693,200円（注4））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、若しくは当該配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(ii) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（267,693,200円）を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び(y) 対象者の業務執行を決定する機関が、(i) 自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（267,693,200円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、又は(ii) 上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合を想定しております。また、法第27条の11第1項ただし書に定める公開買付けの撤回等が認められる事由のうち、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合を想定しております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの開始時に提出する公開買付届出書及び公告する公開買付開始公告において、法第27条の11第1項ただし書に基づき、令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第2号イ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合には、本公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付す予定です。このうち、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」及び令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」については、上記に記載した事項又は事実とする想定です。また、本公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、法第27条の6第1項第1号に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

（注4）対象者有価証券報告書の「第5 経理の状況 2【財務諸表等】(1)【財務諸表】①貸借対照表」によれば、対象者の2026年3月期の単体の貸借対照表上の純資産額は2,676,932千円（1株当たり純資産額は1,885.67円）です。対象者が2026年8月21日に公表した「2027年3月期第2四半期（中間期）連結業績予想および中間配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者の期末配当の予想は未定です。

〈本公開買付けを直ちに開始しない理由〉

対象者は、2025 年 4 月 25 日付にて本対応方針を導入しております。本対応方針は、概要、(i) 対象者が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付け、(ii) 対象者が発行者である株券等について、買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる当該株券等の買付け、又は(iii)上記(i)又は(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、対象者の特定の保有者が、対象者の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、対象者が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が 20%以上になるような場合に限り、）であると合理的に判断される行為又はこれらに類似する行為（但し、対象者の取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合に、大量買付者に対して本対応方針に従った情報提供及び対象者の取締役会における検討手続きの期間の確保を求めるとともに、(a)大量買付者が本対応方針に定める手続きに従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合、及び、(b)大量買付者が本対応方針に定める手続きに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、対象者の取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、対象者の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、新株予約権の無償割当等の対抗措置を行うことができることが規定されています。

また、対象者は、2026 年 9 月 24 日付「当社株式の大量買付行為への対応方針に関する株式会社イクヨおよび Blue Goats Capital 株式会社による共同協調行為等の認定についてのお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）において、公開買付者と Blue Goats Capital 株式会社が本対応方針に定める共同協調行為等（注 5）に該当する行為を行ったと認められる旨を認定しております。公開買付者は、当該認定は事実と反するものと考えており、2026 年 10 月 5 日付の文書で対象者に対し当該認定が事実と反する旨及びその認定の撤回を申し入れるとともに、公開買付者のホームページ上に同日付「ムラキ株式会社への申入れに関するお知らせ」を掲載しております。

（注 5）「共同協調行為等」とは、本対応方針に定める「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、対象者が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が 20%以上になるような場合に限り、）であると合理的に判断される行為」とされています。

公開買付者が直ちに本公開買付けを開始した場合、公開買付者は本対応方針に定める手続き（具体的には、下記〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉に記載の各種手続）に従わずに大量買付行為を行う場合に該当し、対象者により本対応方針に基づく対抗措置が発動されることが見込まれます。この場合、対象者においては、上記「(a)大量買付者が本対応方針に定める手続きに従

わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合」に該当するものとして、新株予約権の無償割当等の対抗措置の実施に伴う各種専門家費用を負担せざるを得なくなることが見込まれますし、公開買付者としても本対応方針に違反し対抗措置が発動されることにより、公開買付者の持株比率が希薄化され、買付の目的を達し得なくなることから、公開買付者は直ちには本公開買付けを実施せず、対抗措置が発動されないことが確保され、かつ、対象者取締役会の賛同を得たうえで本公開買付けを実施することが、対象者の株主の皆様にとって望ましいと判断し、本前提条件の充足を本公開買付け開始の条件とすることといたしました。なお、対抗措置が発動されないことが確保される場合とは、①対象者が本対応方針を廃止し、その旨を公表した場合、又は、②対象者の取締役会が、本公開買付けに対して本対応方針に基づく対抗措置その他の買収防衛策を発動しない旨を決議し、その旨を公表した場合をいいます。

他方で、対象者は 2026 年 9 月 24 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載の通り 2026 年 10 月 13 日を臨時株主総会の基準日としております。当該臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等の詳細は本プレスリリース時点において公表されておりましたが、当該臨時株主総会が開催される場合は、公開買付者が本公開買付けの実施を予定している事実を対象者株主の皆様にご認識頂いたうえで、当該臨時株主総会における議決権行使を頂くのが情報提供及び透明性の観点から適切であると考えますので、現時点において本プレスリリースを行うものです。本対応方針によれば、対象者が公開買付者から本提案書を受領した場合には、その受領の事実は直ちに開示されることとされておりますが、本提案書の内容については、株主の皆様のご判断に必要であると対象者取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示がなされることとなっており、本提案書受領後直ちに対象者が本提案書の内容を全部開示することは確保されておられません。そこで、当該臨時株主総会前に本提案の内容を株主の皆様に確実にお知らせするために、本プレスリリースを行っております。上述の通り、当該臨時株主総会の付議議案の詳細については、本プレスリリース時点において公表されておませんが、仮に、会社法第 199 条第 3 項に定める募集株式の有利発行、同法第 238 条第 3 項に定める募集新株予約権の有利発行、同法第 206 条の 2 や同法第 244 条の 2 に定める特定引受人に対する募集株式や募集新株予約権の割当て、その他対象者の支配権に影響を及ぼす決議が予定されている場合は、公開買付者が本提案を行っていることを前提に、対象者株主の皆様、対象者の支配権の異動につき、ご判断頂くことが重要かつ適切であると考えております。

公開買付者は、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の趣旨を尊重し、対象者の取締役会において本公開買付けについて真摯な検討がなされ、その結果として対象者の取締役会の賛同を得たうえで本公開買付けを実施することを基本方針としております。公開買付者は、対象者の取締役会又はその独立委員会から本公開買付けの検討に必要な情報の提供を求められた場合には、誠実に対応いたします。

〈本公開買付前提条件〉

本公開買付けは、以下の各条件の全てが充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を開始の条件とします。なお、公開買付者が放棄できる前提条件は、下記①、②、④及び⑤に限るものとします。

- ① 次のいずれかに該当すること

- (a) 対象者が本対応方針を廃止し、その旨を公表していること
- (b) 対象者の取締役会が、本公開買付けに対して本対応方針に基づく対抗措置その他の買収防衛策を発動しない旨を決議し、その旨を公表していること
- ② 対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明する旨を決議し、その旨を公表しており、かつ、当該意見表明が変更又は撤回されていないこと
- ③ 本公開買付けによる対象者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく事前届出が必要となる場合には、同条第8項に定める待機期間（短縮された場合には短縮後の期間）が満了しており、かつ、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知等を受けていないこと（又は本公開買付け期間の末日までにこれらが満たされることが合理的に見込まれると公開買付者が判断していること）（注6）
- ④ 対象者において、法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと
- ⑤ 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないこと
- ⑥ 本公開買付け又は本公開買付けによる対象者株式の取得を制限又は禁止する法令等、司法機関若しくは行政機関の判断、決定、命令又は申立て等が存在しないこと

（注6）本プレスリリース時点においては、株式を取得しようとする会社及び当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高の合計額（以下「国内売上高合計額」といいます。）は約169億円であり（公開買付者の第87期有価証券報告書の「第5 経理の状況 1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】④【連結キャッシュ・フロー計算書】【関連情報】）、事前届出が必要となる金額である国内売上高合計額200億円を超過していません。そのため、現時点においては、事前届出は不要と見込まれるものの、公開買付者は2026年8月4日に株式会社EV モーターズ・ジャパンからの事業譲受を決定しており（事業譲渡実行日は2026年11月下旬を予定しております）、また2026年10月14日にAI ストーム株式会社から同社の子会社であるAIS DC Services 株式会社及びAICore Grid 合同会社の80%の株式及び持分を取得し、子会社化することを決定しております（譲渡実行日は2026年10月末までを予定しております）。これらの取得により、本公開買付け開始時点における国内売上高合計額が200億円を超過し、事前届出が必要となる可能性があります。国内売上高合計額が200億円を超過することになるか否かは、上記の各取得後速やか（遅くとも、各取得実行後2か月以内）には確認予定であり、当該確認の結果事前届出が不要となった場合には、速やかに上記③の前提条件を取り下げ、取り下げの事実を改めて公表致します。

公開買付者は、その判断により、放棄可能な本前提条件の全部又は一部を放棄して本公開買付けを開始することがあります。公開買付者が本前提条件を放棄して本公開買付けを開始する場合には、その旨及び理由を速やかに公表いたします。公開買付者が放棄可能な本前提条件を除き、本前提条件が充足されなかった場合は、下記〈本提案の取下げ〉に記載の通り、本提案の取下げを行います。

なお、公開買付者は、本日現在、本前提条件④又は⑤に該当する事由が生じているとの対象者の

プレスリリースには接しておらず、かかる事由の発生情報を認識しておりません。公開買付者は、本前提条件④又は⑤に該当する事由が生じた場合であっても、上記〈本公開買付価格〉に記載のとおり本公開買付価格の見直しをするときは、当該本前提条件を放棄します。

〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉

公開買付者は、本プレスリリースの公表日から本公開買付けの開始までの間に、対象者の取締役会及びその独立委員会に対して本提案書の内容を誠実に説明するとともに、本公開買付けに対する意見形成のために合理的に必要とされる追加情報の提供依頼に真摯に対応し、また、対象者の株主の皆様が本公開買付けの是非を検討するための十分な期間を確保することが望ましいと考えております。

また、本対応方針においては、①大量買付者（本公開買付けにおける公開買付者）による情報提供期間として最大 60 日間（但し、大量買付者が合理的な理由に基づく延長要請を行った場合は 30 日間延長することがあります）、②その後の対象者取締役会における検討期間として最大 90 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる対象者の全株券等の買付等の場合以外の方法による場合。以下「取締役会評価期間」といいます。但し、対象者の設置する独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、対象者の取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、対象者取締役会は、対象者の独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができます）の期間、及び、③本対応方針に基づき株主意思確認総会が開催される場合は、当該株主意思確認総会における株主の皆様の判断に従って行う対象者取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催されます。）の決議がされるまでの間は、大量買付行為を開始することができず、これに違反した場合は、対抗措置の発動対象となります。

公開買付者は、本日付で対象者に対して本提案書を送付しておりますが、上記の通り、①の期間として公開買付者が延長を要請しない前提で最大 60 日間、②の期間として延長がなされる前提で最大 120 日間の合計最大 180 日間は、本対応方針に従った対応の期間として、本公開買付けを開始することができません。そこで、公開買付者は本公開買付けの開始が可能となる時期として、本日から約 180 日後の日である 2027 年 4 月下旬を目途として本公開買付けを開始することを目指しております。公開買付者は、本前提条件がすべて充足された日（又は公開買付者が本前提条件を放棄した日）後直ちに（遅くとも 5 営業日以内）本公開買付けを開始致します。

本前提条件の充足状況に重要な進展があった場合は速やかに、その状況を公表いたします。本前提条件の充足状況に重要な進展があった場合とは、例えば、本前提条件の、全部又は一部を充足した場合、全部又は一部が充足しないことが判明した場合、全部又は一部の充足が困難となった場合、及び、公開買付者が放棄可能な本前提条件の内全部又は一部を公開買付者が放棄した場合をいいます。また、2027 年 4 月下旬までに本公開買付けを開始することができない見込みとなった場合には、その旨及び今後の見通しを速やかに公表いたします。

協議の状況によっては、本公開買付けの開始時期が後ろ倒しになる可能性があり、他方で、当該期間の経過を待たずに本前提条件が充足した場合（又は公開買付者が本前提条件を放棄した場合）は、本公開買付けの開始時期が前倒しになる可能性があります。その場合には、速やかにその旨を

公表いたします。

〈本提案の取下げ〉

公開買付者は、次のいずれかの場合には、本提案を取り下げ、本プレスリリースに記載した条件による公開買付けは実施いたしません。

- ① 2027 年 5 月 31 日までに、本前提条件の全て又は一部が充足されず、かつ、公開買付者が本前提条件を放棄して本公開買付けを開始する旨を決定していない場合
- ② 2027 年 5 月 31 日までに、本前提条件の全て又は一部の充足が困難となった場合で、公開買付者が本前提条件を放棄して本公開買付けを開始する旨を決定していない場合

この場合、公開買付者は、公開買付者における決定その他の手続きに要する時間を考慮し、当該事由が生じた日（2027 年 5 月 31 日までに本前提条件の全て又は一部が充足されず又は充足困難となった場合は同日）から 5 営業日以内に、その旨及び理由を公表いたします。

2027 年 5 月 31 日を上記①及び②の期限として設定した理由は、上記〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉に記載の「①大量買付者（本公開買付けにおける公開買付者）による情報提供期間として最大 60 日間（但し、大量買付者が合理的な理由に基づく延長要請を行った場合は 30 日間延長することがあります）」との期間が、但書記載の場合に 30 日間延長することを見込んだためです。

〈買付条件の変更等の可能性〉

本プレスリリースに記載した買付条件（「1. 本公開買付けの概要」に記載しております）は、本日現在の公開買付者の想定に基づくものです。公開買付者は、本公開買付けの開始までの間に、対象者の取締役会若しくは独立委員会との協議の状況、対象者から提供される情報、関係当局との協議の状況、又は対象者株式の市場株価の動向その他の事情を踏まえ、本公開買付価格、買付予定数その他の買付条件又は開始予定時期を変更する可能性があります。これらを変更する場合には、その内容及び理由を速やかに公表いたします。

2. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、自動車内外装部品等の製造販売を主たる事業とする自動車部品メーカーの純粋持株会社であり、本日現在、対象者株式 250,000 株（所有割合 17.01%）を所有する対象者の筆頭株主です。

公開買付者は、本日開催の取締役会において、本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を条件として、対象者の経営支配権を取得し、業務提携を実現することを目的として（また、本公開買付けの結果、対象者の経営支配権を取得するに至らない場合であっても、対象者の株主総会における議決権行使を通じて、業務提携の実現に理解をお示し頂ける方を対象者の取締役として選任することで、業務提携を実現することを目的として）、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を 486,300 株（所有割合 33.09%。本公開買付け後の公開買付者の所有割合 50.10%）とし、買付予定数の下限は設定しておりません。その理由は以下のとおりです。

(買付予定数の上限及び下限の設定理由)

公開買付者は、本公開買付けの目的が、対象者の経営支配権を取得し、両社が一体となって下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の施策を実行できる体制を構築することにある一方で、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持し、対象者の株主の皆様に対象者株式を継続して保有する選択肢を残すことが、上場会社としての対象者の信用力、人材確保及び取引先との関係維持等の観点から対象者の企業価値の維持・向上に資すると考えております。そのため、公開買付者は、本公開買付け後の公開買付者の所有割合が最大で対象者の議決権の過半数を確保できる水準である 50.10%となるよう、買付予定数の上限を 486,300 株と設定しております。

他方で、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりません。これは、以下の理由によるものです。

①本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の過半数の所有割合を取得するに至らない場合であっても、公開買付者の所有株式数の増加により、対象者の株主総会における議決権行使を通じて、業務提携の実現に理解をお示し頂ける方を対象者の取締役として選任することで、対象者との業務提携の機会が創出されることが考えられること

②下限を設定した場合、当該下限以上の応募がなければ応募された株券等の全部の買付けが行われないこととなりますが、下限を設定しないことにより、本公開買付けへの応募を希望される対象者の株主の皆様に対して、売却の機会を提供することができること

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (対象者の概要)

対象者有価証券報告書によれば、対象者の概要は以下の通りです。

対象者は、1957 年 11 月に、ビルディングの経営管理、不動産の売買を目的として東京都中央区に村木不動産株式会社として設立され、1962 年 9 月にムラキ部品株式会社への商号変更を経て、1990 年 4 月に現名称であるムラキ株式会社に商号変更しているとのことです。

対象者は、1995 年 11 月に日本証券業協会に株式を店頭銘柄として登録した後、2004 年 12 月に日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場し、2010 年 4 月にジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ に上場し、2013 年 7 月に東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) に上場し、2022 年 4 月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の JASDAQ (スタンダード) から、スタンダード市場に移行しているとのことです。

対象者及び子会社 3 社で構成される対象者グループは、自動車補修部品、自動車ケミカル、サービスステーション備品、販売促進物ギフト及び自動車内小物等の販売を行う『カーケア関連商品販売』事業を主たる事業とし、そのほか自動車ボディメンテナンス関連資材・機材の販売並びに看板・チラシ等の販促物の企画・製作等を行っているとのことです。対象者グループの売上高の 99% 以上はサービスステーション業界向けであり、アポロリンク株式会社、株式会社コスモトレードアンドサービス、株式会社デンソーソリューション、ENEOS トレーディング株式会社との間で自動車

関連用品販売指定業者契約を締結しているとのことです。対象者の 2026 年 3 月期の連結売上高は 7,825,424 千円、連結従業員数は 137 名（2026 年 3 月 31 日現在）とのことです。

（公開買付者の概要）

公開買付者は、自動車の装備品の製造及び販売を主な内容とした事業活動を行っているグループ会社の持株会社です。公開買付者は、1947 年 5 月 10 日に自動車窓用ゴムの製造及び販売を目的として東京都中央区に株式会社イクヨ商会として設立され、1953 年 1 月にイクヨ化学工業株式会社への商号変更を経て、1974 年 4 月に現名称である株式会社イクヨに商号変更をしております。公開買付者は、1995 年 8 月に日本証券業協会に店頭登録し、1997 年 3 月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に移行しております。公開買付者は、2026 年 4 月 1 日付で、公開買付者の 100%子会社であるイクヨオートモーティブ株式会社に対する吸収分割により、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く公開買付者の一切の事業を承継させ、純粋持株会社体制に移行しております。

公開買付者は、2026 年 1 月 19 日に MRK 1 号投資事業有限責任組合との間で対象者株式にかかる株式譲渡契約を締結し、対象者株式 250,000 株（株券等保有割合 17.01%）を取得致しました。その後、2026 年 1 月下旬に対象者に対して事業提携の提案を行い、同年 3 月下旬には対象者の経営課題について意見交換を行いました。その後、同年 4 月 21 日付で対象者に対し取締役候補者の推薦を含む提案を行いました。具体的には、公開買付者の役職員 4 名（公開買付者の代表取締役である孫峰、公開買付者の取締役である高橋里沙、並びにいずれも公開買付者の副社長である田嶋邦彦及び東剛史です。なお、副社長 2 名は公開買付者の役員ではありません）、対象者の役員 4 名並びに公開買付者及び対象者のいずれの役職員でもない者 1 名を取締役候補者として推薦致しました。しかし、対象者からは同年 5 月 14 日付で対象者役員を除く公開買付者推薦に係る取締役候補者を招聘する必要性が乏しいという理由で、公開買付者の推薦は応諾されませんでした。その後、公開買付者は、同年 6 月 9 日付で対象者に買付提案書を提出しました。当該買付提案書は、対象者と協議の上で買付予定株数を決定して、株式取得を行うことを公開買付者が予定していることを内容と致しました。その後、同年 6 月下旬から同年 9 月中旬にかけて、公開買付者は対象者からの質問に対して回答を重ねてまいりました。しかしながら、対象者において公開買付者の提案に関する建設的な協議（具体的には、公開買付者と対象者間の協議を通じた、公開買付者と対象者の事業提携を実現するために必要な買付予定株数の決定）の場が設けられるには至らず、公開買付者は、同年 9 月 17 日付で、現在の協議の枠組みにおいて対象者経営陣との間で建設的な対話（具体的には、公開買付者と対象者間の協議を通じた、公開買付者と対象者の事業提携を実現するために必要な買付予定株数の決定）を進めることは困難であると判断し、当該買付提案書を一旦撤回いたしました。もっとも、公開買付者は、対象者の支配権取得を含めた資本関係の強化及び事業提携の深化について、継続して検討してまいりました。

対象者経営陣との間での建設的な対話は、同年 6 月 9 日付での買付提案書に関する当時の協議枠組みでは成立しませんでした。今般、公開買付予定株数と、公開買付価格を明示して公開買付けの実施を予告することにより、建設的な協議を進めることができる可能性はあるものと考えております。

公開買付者は、ガソリン需要の中長期的な変化、車両の電動化及びエネルギー供給構造の変化が進むなかで、対象者が有する全国のサービスステーション・整備ネットワーク、石油元売事業者・整備工場・自動車関連事業者との長年の取引関係に裏付けられた顧客基盤及び現場の実務遂行力と、公開買付者グループが有する自動車部品の製造・品質管理・調達に関する知見及びEV・次世代エネルギー分野の事業開発力とを組み合わせることにより、具体的には、(i)対象者の主力商品である自動車補修部品について、公開買付者グループが自動車メーカー向けに製造する樹脂製内外装部品の設計・製造・品質管理のノウハウを活用し、補修用樹脂部品等の共同開発及び公開買付者グループからの供給を行うことで、対象者の取扱商品の拡充と粗利率の改善を図ること、(ii)公開買付者グループの国内外の調達網を活用し、対象者が取り扱うサービスステーション備品、自動車内小物等の調達コストを低減すること、(iii)対象者のサービスステーション向け販売網を通じて、公開買付者グループがEV・次世代エネルギー分野で開発する製品・サービス（公開買付者が2026年8月4日に取得を決定した株式会社EVモーターズ・ジャパンのEVバス事業を含む商用EV分野等。なお譲渡実行予定日は2026年11月下旬を予定しております。）と連携し、サービスステーションを商用EVの充電・整備拠点として活用する取組みを進めることで、サービスステーションのマルチエネルギー拠点化を支援することを想定しております。これにより、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。具体的には、公開買付者は、対象者の課題として、①対象者の売上高の99%以上がサービスステーション業界向けであり、ガソリン需要の減少及びサービスステーション数の減少（資源エネルギー庁が2025年5月に発表した「SS過疎地対策ハンドブック」及び同庁が2025年7月30日に発表した「揮発油販売業者数及び給油所数の推移（登録ベース）」によれば、全国の給油所数は1994年度末の60,421か所から2024年度末には27,009か所に減少しております。）により、主力販路が構造的に縮小していること、②対象者有価証券報告書によれば、対象者の2026年3月期の「親会社株主に帰属する当期純利益」は65百万円（前年同期比27.5%減）とのことであり、収益性が低下していると考えられること、③対象者自身も対象者有価証券報告書において『SS業界だけでなく、モビリティ社会の動向に対しても柔軟に対応できる体制を構築すること』を今後の課題として認識しているものの、新分野への展開に必要な製品開発力及び投資余力が限られていると推測されること、を認識しております。公開買付者は、本公開買付けを通じて上記の施策を実行することにより、(i)既存のサービスステーション顧客1か所当たりの取扱商品・サービスの拡大による売上高の維持・拡大、(ii)調達・物流の効率化による利益率の改善、(iii)整備工場その他の自動車関連事業者向け販路の開拓による顧客基盤の分散を実現し、対象者の企業価値の向上を図ります。そのためには、公開買付者が対象者の議決権の過半数まで買い増し、経営支配権を取得することにより、両社が一体となって施策を実行できる体制を構築することが必要であると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けによるディスシナジーとして、(i)対象者が石油元売系商社との間で締結している自動車関連用品販売指定業者契約等において、主要株主の異動が契約関係に影響を及ぼす可能性、(ii)対象者の役職員の離職の可能性、(iii)対象者が公開買付者の上場子会社となることに伴う利益相反の可能性を検討いたしました。(i)については、公開買付者グループは石油元売事業者と競合する事業を営んでおらず、対象者の既存の取引関係を維持する方針であることから、重大な影響は生じないと考えております（ただし、契約内容は対象者の公表情報からは確認できないため、本公開買付けの開始までに対象者との協議を通じて確認する予定です。）。(ii)

については下記②(c)「従業員・取引先等」に記載のとおり、従業員の雇用及び処遇を維持する方針であり、(iii)については下記②(d)「少数株主の利益への配慮」に記載の措置により対処いたします。以上から、公開買付者は、現時点において本公開買付けの実施を妨げる重大なディスシナジーはないと考えております。

② 本公開買付け後の経営方針

(a) 経営体制

公開買付者は、本公開買付け後、対象者の経営支配権を取得するに至る場合は、対象者の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするを予定しております。具体的には、本公開買付け後、(i)対象者の株主総会において公開買付者の役職員（公開買付者の代表取締役である孫峰、公開買付者の取締役である高橋里沙、並びにいずれも公開買付者の副社長である田嶋邦彦及び東剛史を予定しております。これらの者は、公開買付者と対象者間の業務提携の実現に理解を示しております）を含む取締役候補者を推薦し、対象者の取締役会の過半数を公開買付者が指名する者とする一方、独立社外取締役が取締役会の3分の1以上を占める体制を維持すること（候補者の人選は対象者の独立社外取締役と協議いたします。）、(ii)両社の役員で構成する事業連携推進委員会を設置し、下記(b)「事業上の施策」に記載の施策の計画策定及び進捗管理を行うこと、(iii)両社間で業務提携契約を締結し、共同開発、相互供給及び調達の共同化の条件を定めること（当該契約を含む両社間の重要な取引は、対象者の独立社外取締役で構成する特別委員会の審議を経て、独立当事者間の取引条件に準じて決定することを対象者に求めます。）、(iv)営業、商品開発及び品質管理部門を中心に外向等の人的交流を行うこと、を予定しております。これにより、本公開買付け後も対象者株式を保有される少数株主の皆様にも、施策による企業価値向上の成果を享受いただける体制とすることを目指します。なお、経営体制の具体的な策定に当たっては、公開買付者は対象者に対して協議及び交渉を申し入れることを予定しておりますが、現時点においては、対象者が当該協議及び交渉に応じるか否かは不透明な状況です。

(b) 事業上の施策

公開買付者は、対象者の既存のカーケア事業を維持・強化しつつ、①サービスステーションを起点とした自動車部品・用品、整備関連サービス及びモビリティサービスの拡充、②EV充電、将来的な水素・次世代燃料、レンタカー・カーシェア等を段階的に組み合わせたサービスステーションのマルチエネルギー拠点化、③公開買付者グループの調達・製造・海外ネットワークと対象者の販売網・顧客基盤の相互活用、④物流・在庫・購買の効率化、⑤データ活用及び業務のデジタル化等を検討しております。これらの施策は、対象者の財務状況及び投資採算を踏まえ、段階的に実施する方針です。

(c) 従業員・取引先等

公開買付者は、対象者の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者との関係を対象者の重要な経営資源と認識しており、本公開買付け後も、その処遇及び取引関係について現状を尊重する方針です。

(d) 少数株主の利益への配慮

本公開買付けの結果によっては、対象者は公開買付者の連結子会社となる可能性があります、その場合においても、上場を維持する対象者の少数株主の皆様の利益が不当に害されることのない

よう、公開買付者は、公開買付者と対象者との間の取引について、対象者の独立社外取締役で構成する特別委員会の審議を経て、独立当事者間の取引条件に準じて決定することを対象者に求めることで、公正性の確保に努める方針です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

該当事項はありません。なお、本お知らせにおいて、対象者は公開買付者と Blue Goats Capital 株式会社との間に本対応方針に定める「共同協調行為等」が行われた旨を認定しておりますが、公開買付者はかかる認定は事実に基づかないものと考えております。Blue Goats Capital 株式会社は、公開買付者の特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項）及び共同保有者（法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項）のいずれにも該当いたしません。また、公開買付者と対象者の他の株主との間に、本公開買付けへの応募、対象者株式の取得若しくは譲渡又は議決権の行使に関する明示又は黙示の合意はございません。

(4) 本公開買付けの開始前及び本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本プレスリリースの公表日以降、本公開買付けの開始までの間において、対象者株式を追加取得する予定はありません。但し、これと異なる予定が生じた場合には、当該予定が生じた旨を公表致します。また、公開買付者は、対象者の株主として、対象者の株主総会（2026 年 10 月 13 日を基準日とする臨時株主総会を含みます。）における議決権の行使、株主提案権の行使、株主名簿の閲覧謄写請求その他法令及び定款に基づく株主としての権利を、その判断により適切に行使いたします。

本公開買付け後の公開買付者の所有割合が 50.10%に満たなかった場合、公開買付者は、株主総会における議決権の行使等を通じて上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の施策の実現を図る方針であり、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得するか否かについては、法令に従い、業務提携の実現状況を踏まえて判断いたします。対象者株式を追加取得する方法については、例えば、株券等所有割合が 30%を超える買付けや、株券等所有割合がすでに 30%を超えている場合における追加買付などで公開買付けの実施が義務付けられる場合は公開買付けによりますし、公開買付けによる実施が義務付けられない場合は、公開買付けによる方法に加え、対象者の株主からの相対取得等によることも検討致します。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針です。もっとも、本公開買付けの結果によっては、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額 10 億円以上、流通株式比率 25%以上等）に適合しない状態となる可能性があります。具体的には、本公開買付けにより公開買付者が買付予定数の上限まで対象者株式を取得し、かつ当該対象者株式の全てが流通株式から応募されたと仮定した場合、対象者のその後の株価推移によっては、流通株式時価総額 10 億円を下回り、又は、対象者の残存する株主構成によっては、流通株式比率が 25%を下回る可能性があります。

その場合には、公開買付者は、対象者と協議のうえ、公開買付者が所有する対象者株式の一部の売出し又は立会外分売その他の方法による売却、対象者による企業価値向上施策の実施その他の上

場維持基準への適合のために必要な措置を講じる方針です。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	ムラキ株式会社	
② 所在地	東京都多摩市関戸二丁目 24 番地 27	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柳田 任俊	
④ 事業内容	車関連商品の販売	
⑤ 資本金	100 百万円	
⑥ 設立年月日	1957 年 11 月 15 日	
⑦ 大株主及び持株比率（2026 年 3 月 31 日現在）（注 1）	株式会社イクヨ	17.01%
	有限会社ドリーム・ワークス（注 2）	12.25%
	村木 ミチ	7.64%
	ムラキ社員持株会	6.74%
	ムラキ取引先持株会	6.67%
	Blue Goats Capital 株式会社	4.76%
	張 明	4.07%
	株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）	3.40%
	エイケン工業株式会社	3.13%
	株式会社 SBI 証券	3.02%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 250,000 株（所有割合 17.01%）を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（注 1）⑦大株主及び持株比率（2026 年 3 月 31 日現在）は、対象者有価証券報告書から引用しております。

（注 2）対象者が提出した 2026 年 9 月 25 日付臨時報告書及び株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが提出した 2026 年 9 月 28 日付大量保有報告書によれば、有限会社ドリーム・ワークスはその保有株式のすべてを 2026 年 9 月 17 日に株式会社倉敷ロイヤルアートホテルに譲渡しているとのこ

とです。なお、株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが提出した 2026 年 10 月 6 日付変更報告書 No.1 によれば、同社は 2026 年 10 月 1 日に株式会社 Galaxy Riders に商号を変更しているとのこととです。

(2) 日程等

① 本前提条件が充足されることを条件とした本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日	2026 年 10 月 26 日
② 公開買付開始予定時期	上記「1. 本公開買付けの概要」の〈公開買付開始予定時期及び進捗状況の公表〉をご参照ください。
③ 買付け等の期間	30 営業日（予定）

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者有価証券報告書その他の対象者が公表した財務情報及び事業に関する情報を分析し、上記「2. 買付け等の目的等」に記載の施策を実行することができれば対象者の中長期的な企業価値及び株式価値は向上するとの想定の下、応募される対象者の株主の皆様に対して相応の価値を提供すべく、本公開買付価格の算定方法について検討しました。その結果、公開買付者は、(i)対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており客観的な市場株価が存在すること、(ii)本公開買付けに対する対象者の賛同は現時点で得られておらず、それゆえ公開買付者は対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しておらず、対象者から事業計画等の非公開情報の提供を受けていないため、対象者の将来のフリー・キャッシュ・フローを基礎とするディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による算定の前提となる合理的な事業計画を設定することが困難であること、(iii)類似会社比較法については、対象者はカーケア関連商品等を全国のサービスステーション等に販売する事業を主として営んでおり、事業内容、販売チャネル、事業規模及び収益構造等の観点から十分な比較可能性を有する上場会社を選定することが困難であること、(iv)過去に行われた上場維持を前提とする公開買付けの事例におけるプレミアムの水準は、各事例当時の市場株価や各事例の対象会社の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の賛同なく行われる可能性があり、買付予定数の上限のみを設定するものであることから、本公開買付けと類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある事例を抽出することが困難であり、算定方法として適切でないと考えられること、並びに(v)本公開買付けが対象者の株主の皆様に対象者株式を継続して所有する選択肢を残すものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、対象者株式の市場株価にプレミアムを加えた価格を本公開買付価格とすることが対象者の株主の皆様にとって合理的であると判断しました。具体的には、市場における株価の動向、すなわち本日の直前営業日である 2026 年 10 月 23 日の終値（1,458 円）並びに同日までの過去 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値の単純平均値（それぞれ順に 1,561 円、1,571 円、1,722 円）を参照し、これらを基礎として、対象者の株主の皆様に提示

すべきプレミアムの水準を含めた本公開買付価格の水準を検討しました。また、本公開買付けに対する応募の見通しという観点から、対象者の取締役会の賛同を事前に得ていないことも踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様にご応募いただくためには、上記の市場株価に対して一定のプレミアムを確保することが必要であると判断しました。かかる検討の結果、公開買付者は、本公開買付価格を 3,000 円と決定致しました。なお、3,000 円という金額は、過去 1 年間（2025 年 10 月 23 日～2026 年 10 月 23 日）の市場株価の最高値である 2,630 円（2026 年 4 月 17 日）を 14.1%上回る水準です。

なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、過去 1 年間の市場株価の最高値を十分に上回ると考えられ、本公開買付けに対する応募を見込めると考えられる水準として本公開買付価格を決定したことから、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。

本公開買付価格である 3,000 円は、東京証券取引所スタンダード市場における本日の直前営業日である 2026 年 10 月 23 日の対象者株式の終値 1,458 円に対して 105.76%、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値 1,561 円に対して 92.18%、同過去 3 か月間の終値単純平均値 1,571 円に対して 90.96%、同過去 6 か月間の終値単純平均値 1,722 円に対して 74.22%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、公開買付者は、対象者の株主の皆様に対して十分なプレミアムを付した価格であると考えております。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	486,300 株	一株	486,300 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数の上限（486,300 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載のとおり、あん分比例の方式により買付け等を行います。

（注 2）買付予定数の上限は、本公開買付けの開始時点における対象者の発行済株式総数、自己株式数及び総株主の議決権の数等を踏まえ、本公開買付けの開始時に調整する可能性があります（上記「1. 本公開買付けの概要」の（注 1）をご参照ください。）。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,500 個（買付け等前における株券等所有割合 17.02%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個（注 1）（買付け等前における株券等所有割合 ー%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,363 個（買付け等後における株券等所有割合 50.13%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等	一個（注 1）（買付け等後における株券等所有割

に係る議決権の数	合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	14,688 個

(注1) 本日時点において特別関係者が所有する対象者の株券等は存在しないものと認識しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金（予定）

1,458,900 千円（買付予定数の上限で買付けを行った場合）

(注) 今後の変動等により本公開買付けにおける実際の買付予定数の数字が異なった場合には買付代金変動する可能性があります。

(8) 買付け等に要する資金

本公開買付けに要する資金（1,458,900 千円）は、公開買付者の自己資金により充当する予定です。公開買付者の 2026 年 6 月 30 日現在の現預金残高は 4,473 百万円であり、本公開買付けの決済に必要な資金を十分に上回っております。公開買付者は現預金残高の内、公開買付者の必要運転資金や他の投資に充てる見込みの金銭等を考慮し、最大 20 億円を本公開買付けのために充当可能と見込んでおります。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（486,300 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

② その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決定次第お知らせいたします。

(10) 公開買付代理人

デジタルアセット証券株式会社（予定）

公開買付者は、公開買付代理人の予定を変更する場合には、速やかにプレスリリースで公表します。

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、
「(4) 本公開買付けの開始前及び本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

本公開買付けの結果によっては、対象者は公開買付者の連結子会社となる可能性があります。本

公開買付けが公開買付者の当期の連結業績に与える影響については、本公開買付けの開始時に改めて公表いたします。また、本前提条件の充足状況、本公開買付けの開始予定時期又は条件の変更その他本公開買付けに関して公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

（ご留意事項）

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けの開始予定を一般に公表するためのものであり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。本公開買付けは現時点で開始されておらず、本公開買付けが開始された場合に売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付者が提出する公開買付届出書及び公開買付説明書をよくご覧いただいたうえで、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券の売付け等の申込み若しくは買付け等の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【対象者に関する情報】

本プレスリリースに記載された対象者に関する情報は、対象者が公表した情報その他の公開情報に基づくものであり、公開買付者はその正確性及び完全性について独自に検証を行っておらず、またこれを保証するものではありません。本プレスリリースは、対象者の同意又は確認を得て作成されたものではありません。

【将来に関する記述】

本プレスリリースには、公開買付者及び対象者の今後の事業、経営方針、本公開買付けの開始予定時期、本前提条件の充足見込みその他将来に関する記述が含まれています。これらの記述は、本日現在公開買付者が入手している情報及び一定の前提に基づく公開買付者の判断又は想定であり、既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果がこれらの記述と大きく異なる可能性があります。公開買付者は、法令又は金融商品取引所の規則で求められる場合を除き、将来の事象等により本プレスリリースの記載を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本プレスリリース又は本公開買付けに関する書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに応募する株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は、公開買付代理人に対し、(i) 応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、(ii) 本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から受領し又は送付していないこと、(iii) 本公開買付けへの応募又は公開買付応募申込書の署名若しくは交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び(iv) 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任

者として行動する者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）の表明及び保証を行うことを求められる予定です。本プレスリリースは、米国において又は米国に向けて、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行うものではありません。本公開買付けに関する全ての手続は、日本語において行われるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、かかる制限等に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文の受領は、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。